

国民健康保険事業の運営に関する協議会 (書面決議資料)

書面表決書提出期限：令和２年５月１８日(月)

書面表決書提出場所：木更津市役所朝日庁舎

保険年金課

目 次

諮問事項 1

令和2年度木更津市国民健康保険税の税率等(案)について 1

令和2年度税率等(案)資料1 2

諮問事項 2

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について 3

新旧対照表 4

条例案参考図 6

世帯影響額 8

軽減影響世帯 9

報告事項

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について 10

《参考資料》

1 4市国民健康保険税率等改定状況 12

2 国民健康保険税の税率等の改正状況 13

令和 2 年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について

1 税率について

木更津市国民健康保険税の税率について、令和 2 年度は現状を維持するものとし、変更はしないものとしたい。

2 理 由

- （1）新型コロナウイルス感染症対策として確定申告の期限延長がされた影響により、税率変更の有無を判断する元となる今年度税収の試算をするための所得データが、前年の 9 割程度に留まっているなど、さまざまな作業の進捗が遅れており、限られた期間の中で精度の高い試算を行うことが困難であること。
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収となる被保険者が多数出ることが見込まれ、国が経済対策として税の減免・徴収猶予等を打ち出している状況の中、税率を上げる必要があると試算がでたとしても市民の理解は得難いと考えられること。
- （3）新型コロナウイルス感染症による経済・健康をはじめとした市民への影響の見通しが困難であり、今後の情勢が不明であること。

3. その他

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、今後国が示す財政支援の方針の詳細が明らかになり次第、方針に沿って規程を整備し、減免を実施する予定です。

諮問事項 1 令和 2 年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について
（資料 1）

○税率

令和元年度税率

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
応能割	所得割	所得金額の 8.01 %	所得金額の 1.8 %	所得金額の 1.1 %
	資産割	平成 30 年度に廃止		
応益割	均等割	1 人 20,000 円	1 人 10,000 円	1 人 10,000 円
	平等割	1 世帯 24,000 円	—	—
限度額		610,000 円	190,000 円	160,000 円

応能割（所得割＋資産割）：被保険者の保険税負担能力に応じて賦課

応益割（均等割＋平等割）：受益に応じて等しく賦課

令和 2 年度税率(案)

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
応能割	所得割	所得金額の 8.01 %	所得金額の 1.8 %	所得金額の 1.1 %
	資産割	平成 30 年度に廃止		
応益割	均等割	1 人 20,000 円	1 人 10,000 円	1 人 10,000 円
	平等割	1 世帯 24,000 円	—	—
限度額		<u>630,000 円</u>	190,000 円	<u>170,000 円</u>

税率の変更はせず、限度額のみ地方税法等の改正により変更する。

○軽減判定所得

令和元年度

軽減割合	軽減判定所得額	被保険者数別計算例	
		1 人	4 人
7 割	330,000円以下	330,000円	330,000円
5 割	330,000円 + (280,000円 × 被保険者数※)以下	610,000円	1,450,000円
2 割	330,000円 + (510,000円 × 被保険者数※)以下	840,000円	2,370,000円

※被保険者数：被保険者、擬制世帯主を含む世帯主、特定同一世帯所属者の合計数

令和 2 年度(案)

軽減割合	軽減判定所得額	被保険者数別計算例	
		1 人	4 人
7 割	330,000円以下	330,000円	330,000円
5 割	330,000円 + (<u>285,000円</u> × 被保険者数※)以下	615,000円	1,470,000円
2 割	330,000円 + (<u>520,000円</u> × 被保険者数※)以下	850,000円	2,410,000円

5 割及び 2 割軽減判定所得の見直し（地方税法等の改正による）

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について

1 改正の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)等の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額(医療給付費分)に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に改正するもの。
- (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に改正するもの。
- (3) 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合に、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特別控除が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定されたことによる改正。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし(3)については令和3年1月1日から施行する。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市国民健康保険税条例 昭和50年 6 月28日 条例第28号 (課税額) 第3条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。 1) 略 2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略	木更津市国民健康保険税条例 昭和50年 6 月28日 条例第28号 (課税額) 第3条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合計額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。 1) 略 2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略

3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 附 則 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。	3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 附 則 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。
---	---

諮問事項2 木更津市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

(1) 及び (2)

令和2年度税制改正により、地方税法施行令が改正されたことに伴う、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げと減額の基準の見直しに係る改正です。(下図参照)

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

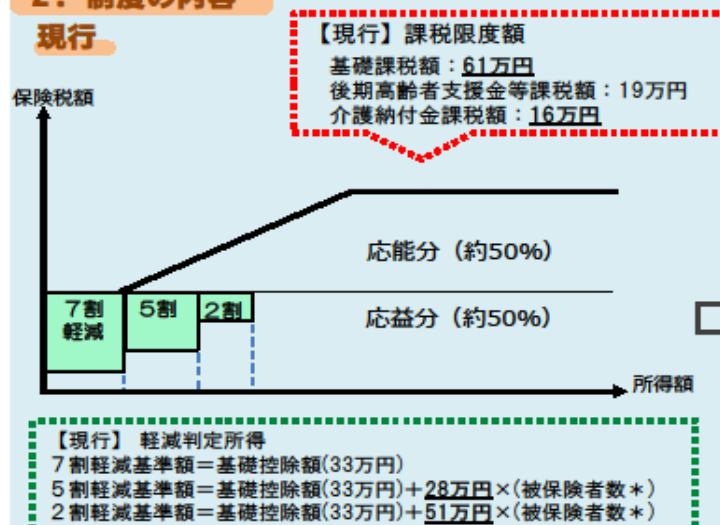
(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

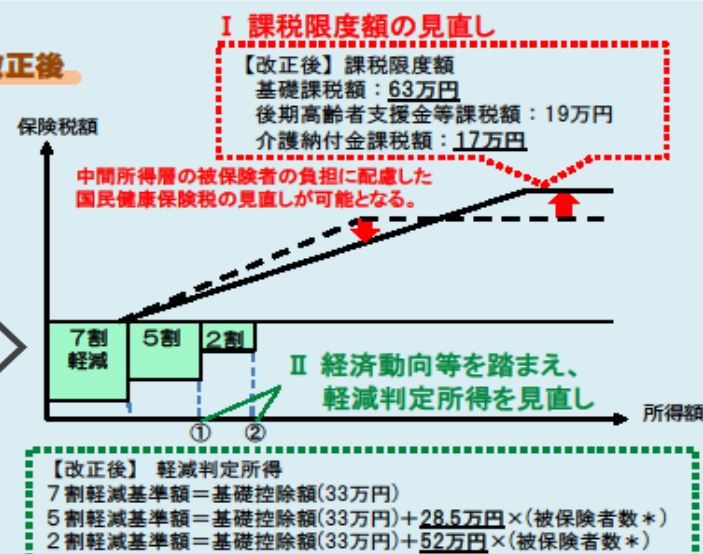
- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円(現行:61万円)に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円(現行:16万円)に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円(現行:28万円)に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円(現行:51万円)に引き上げる。

2. 制度の内容

現行



改正後



*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

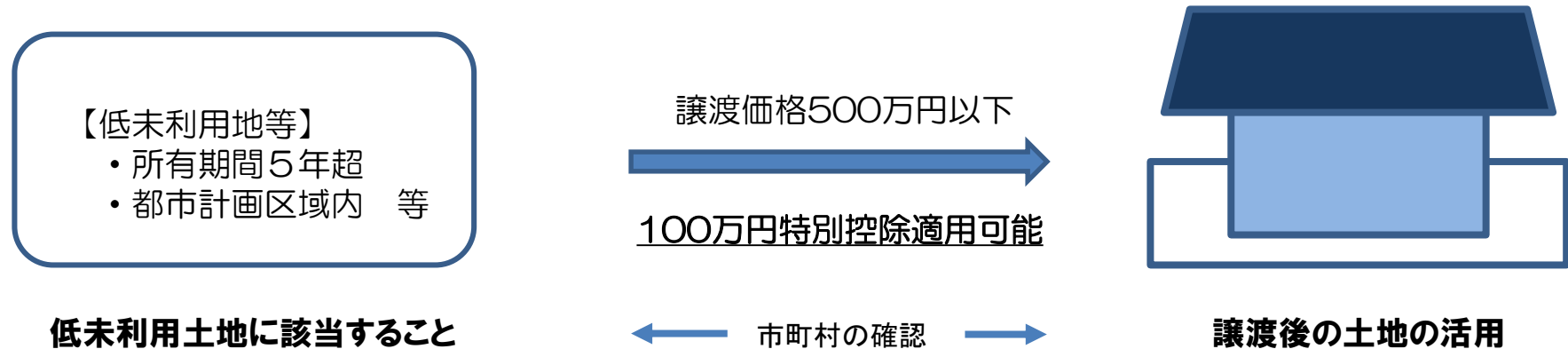
諮問事項2 木更津市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

(3)

令和2年度税制改正により、租税特別措置法に長期譲渡所得の算定にかかる特別控除が新たに創設されたことに伴い、地方税法等の一部が改正されたことに伴う改正です。(下図参照)

※個人が都市計画区域内にある低未利用土地等であることについての市町村長の確認がされたもので、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができる。

(長期譲渡所得金額－特別控除額100万円)×所得税10%(住民税5%)



税率等改定に伴う世帯別影響額一覧

改定案		所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	資産税額		世帯	1人世帯								4人世帯								
											1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4
											0	3,000,000	5,000,000	7,000,000	9,000,000	11,000,000	13,000,000	15,000,000	0	3,000,000	5,000,000	7,000,000	9,000,000	11,000,000	13,000,000	15,000,000
										所得額	0	300万	500万	700万	900万	1100万	1300万	1500万	0	300万	500万	700万	900万	1100万	1300万	1500万
R元年度税率	医療分	8.01%		20,000	24,000	610,000		0 円	医療分	13,200	284,300	444,500	604,700	610,000	610,000	610,000	610,000	31,200	344,300	504,500	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	
	後期分	1.80%		10,000		190,000		0 円	後期分	3,000	64,000	100,000	136,000	172,000	190,000	190,000	190,000	12,000	94,000	130,000	166,000	190,000	190,000	190,000	190,000	
	介護分	1.10%		10,000		160,000		0 円	介護分	3,000	43,000	65,000	87,000	109,000	131,000	153,000	160,000	12,000	73,000	95,000	117,000	139,000	160,000	160,000	160,000	
	合計	10.91%		40,000	24,000	960,000			合計	19,200	391,300	609,500	827,700	891,000	931,000	953,000	960,000	55,200	511,300	729,500	893,000	939,000	960,000	960,000	960,000	
	限度額に達する所得金額								医療分	約 707万円								約 632万円								
									後期分	約 1000万円								約 833万円								
									介護分	約 1364万円								約 1091万円								
改正案	医療分	8.01%		20,000	24,000	630,000		0 円	医療分	13,200	284,300	444,500	604,700	630,000	630,000	630,000	630,000	31,200	344,300	504,500	630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	
	後期分	1.80%		10,000		190,000		0 円	後期分	3,000	64,000	100,000	136,000	172,000	190,000	190,000	190,000	12,000	94,000	130,000	166,000	190,000	190,000	190,000	190,000	
	介護分	1.10%		10,000		170,000		0 円	介護分	3,000	43,000	65,000	87,000	109,000	131,000	153,000	170,000	12,000	73,000	95,000	117,000	139,000	161,000	170,000	170,000	
	合計	10.91%		40,000	24,000	990,000			合計	19,200	391,300	609,500	827,700	911,000	951,000	973,000	990,000	55,200	511,300	729,500	913,000	959,000	981,000	990,000	990,000	
	限度額に達する所得金額								医療分	約 732万円								約 657万円								
									後期分	約 1000万円								約 833万円								
									介護分	約 1454万円								約 1182万円								
									差額	0	0	0	0	20,000	20,000	20,000	30,000	0	0	0	20,000	20,000	21,000	30,000	30,000	

【課税限度額に達する所得目安（基礎課税額分）】

※ 給与収入を有する単身世帯の場合
令和元年度（現行）…… 7 0 7 万円
令和2年度（改正後）… 7 3 2 万円

【課税限度額に達する所得目安（基礎課税額分）】

※ 4人世帯で1人だけ給与収入がある場合
令和元年度（現行）…… 6 3 2 万円
令和2年度（改正後）… 6 5 7 万円

【課税限度額に達する所得目安（介護納付金分）】

※ 給与収入を有する単身世帯の場合
令和元年度（現行）…… 1, 3 6 4 万円
令和2年度（改正後）… 1, 4 5 4 万円

【課税限度額に達する所得目安（介護納付金分）】

※ 4人世帯で1人だけ給与収入がある場合
令和元年度（現行）…… 1, 0 9 1 万円
令和2年度（改正後）… 1, 1 8 2 万円

モデルケース（軽減基準の改正）

4人世帯（40代夫婦、子2人）で、世帯主のみ給与所得240万円がある場合

現行では、2割軽減の基準である、 $33\text{万円} + 51\text{万円} \times 4\text{人} = \underline{237\text{万円}}$ を超える所得金額であるため、軽減に該当しない。



改正後は、2割軽減の基準である、 $33\text{万円} + 52\text{万円} \times 4\text{人} = \underline{241\text{万円}}$ より低い所得金額であるため、軽減該当となる。

	〈現行の軽減基準〉	〈改正後の軽減基準〉	〈差し引き〉
【基礎課税分（医療保険分）】			
所得割額	$(2,400,000\text{円} - \text{基礎控除}330,000\text{円}) \times 8.01\% = 165,807\text{円}$	165,807円	
均等割額	$20,000\text{円} \times 4\text{人} = 80,000\text{円} \rightarrow 16,000\text{円} \times 4\text{人} = 64,000\text{円}$		
平等割額	24,000円 → 19,200円		
合計（100円未満切捨て）	269,800円 →	249,000円	△20,800円
【後期高齢者支援金分】			
所得割額	$(2,400,000\text{円} - \text{基礎控除}330,000\text{円}) \times 1.8\% = 37,260\text{円}$	37,260円	
均等割額	$10,000\text{円} \times 4\text{人} = 40,000\text{円} \rightarrow 8,000\text{円} \times 4\text{人} = 32,000\text{円}$		
合計（100円未満切捨て）	77,200円 →	69,200円	△8,000円
【介護納付金分】			
所得割額	$(2,400,000\text{円} - \text{基礎控除}330,000\text{円}) \times 1.1\% = 22,770\text{円}$	22,770円	
均等割額	$10,000\text{円} \times 2\text{人} = 20,000\text{円} \rightarrow 8,000\text{円} \times 2\text{人} = 16,000\text{円}$		
合計（100円未満切捨て）	42,700円 →	38,700円	△4,000円
【全 体】	<u>389,700円</u>	<u>356,900円</u>	<u>△32,800円</u>

報告事項

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について

令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部にて「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応－第2弾－」が決定され、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給全額について国が特例的な財政支援を行うことが示されました。また、同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課ほかより「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」の通知があり、傷病手当金の支給に向けた市町村等の条例整備について要請がありました。

以上を踏まえ、緊急的に、傷病手当金の支給のため必要な木更津市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

改正箇所

附則：傷病手当金の支給に関する規定を新設します。

令和2年5月7日開催予定の木更津市議会臨時会において議案提出し、条例改正を実施します。

傷病手当金制度の概要については次ページ資料をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金

●対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

●支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から
労務に服することができない期間

●支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2 / 3 \times$ 日数
※上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

●適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

君津地区4市 運営協議会開催方法、国保税率改正、傷病手当金対応状況

	運営協議会 開催方法	税率改正 行うか	傷病手当金	
			条例改正時期	予算額
木更津市	書面	変更なし	5/7臨時会	2,797千円
君津市	書面	変更なし	専決か臨時会	8,400千円
富津市	書面	変更なし	6月議会 (早まる可能性あり)	5,800千円
袖ヶ浦市	書面	変更なし	ほぼ臨時会	6,814千円

※4月21日14時現在の各市への聞き取りによる

② 国民健康保険税の税率等の改正状況

(限度額・軽減判定所得は政令改正に合わせての改正)

年度	税率											軽減判定所得		
	医療分					後期分			介護分			(低所得世帯の均等割・平等割を軽減)		
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	6割軽減	4割軽減	—
2007年度 時点	7.80%	26.00%	22,000	26,000	560,000	—	—	—	1.00%	9,000	90,000	33万円以下	33万円＋(24.5万円×(被保険者数－世帯主))以下	—
2008年度 (H20年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	470,000	1.80%	10,000	120,000	1.10%	10,000				—
2009年度 (H21年度)											100,000			—
2010年度 (H22年度)												7割軽減	5割軽減	2割軽減
					500,000			130,000				33万円以下	33万円＋(24.5万円×(被保険者数－世帯主))以下	33万円＋ (35万円×被保険者数)以下
2011年度 (H23年度)					510,000			140,000			120,000			
2012年度 (H24年度)														
2013年度 (H25年度)														
2014年度 (H26年度)								160,000			140,000		33万円＋ (24.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (45万円×被保険者数)以下
2015年度 (H27年度)					520,000			170,000			160,000		33万円＋ (26万円×被保険者数)以下	33万円＋ (47万円×被保険者数)以下
2016年度 (H28年度)	7.32%	16.00%			540,000			190,000					33万円＋ (26.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (48万円×被保険者数)以下
2017年度 (H29年度)	7.66%	8.00%											33万円＋ (27万円×被保険者数)以下	33万円＋ (49万円×被保険者数)以下
2018年度 (H30年度)	8.01%	0.00%			580,000								33万円＋ (27.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (50万円×被保険者数)以下
2019年度 (R1年度)					610,000								33万円＋ (28万円×被保険者数)以下	33万円＋ (51万円×被保険者数)以下
現在	8.01%	0.00%	20,000	24,000	610,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下	33万円＋ (28万円×被保険者数)以下	33万円＋ (51万円×被保険者数)以下
2020年度 (R2年度)					630,000						170,000		33万円＋ (28.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (52万円×被保険者数)以下